



# 長野県報

6月15日(月)  
平成21年  
(2009年)  
第2074号

## 目次

### 告示

林道事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木振興課) ..... 1

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) ..... 3

特定調達契約に係る一般競争入札(管財課) ..... 4

平成22年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程(修士課程)学生の募集(医療政策課) ..... 5

平成22年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の募集(医療政策課) ..... 6

県営土地改良事業計画の縦覧(7件)(農地整備課) ..... 7

県営土地改良事業の変更計画の縦覧(農地整備課) ..... 9

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) ..... 9

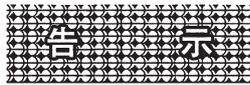
一般競争入札(管財課) ..... 9

一般競争入札(医療政策課) ..... 10

一般競争入札(ものづくり振興課) ..... 11

一般競争入札(2件)(高校教育課) ..... 12

一般競争入札(特別支援教育課) ..... 14



### 長野県告示第358号

林道事業補助金交付要綱(昭和34年長野県告示第633号)の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年 6月15日

長野県知事 村井 仁

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

森林環境保全整備事業	育成林整備事業	公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業のうち次に掲げる経費 (1) 森林管理道及び森林施業道の開設に要する経費 ア 間伐林道、複層林施業推進林道及び特定保安林緊急整備林道(以下「森林造成林道」という。)の場合 100分の51.0以内。ただし、森林組合等が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された地域(以下「過疎地域」という。)及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第4項の規定により公示された区域(以下「振興山村地域」という。)で実施
------------	---------	---

イ 峰越連絡林道の場合

する場合にあつては100分の56.0以内。  
幹線林道にあつては100分の51.0以内(市町村以外の者が実施する場合にあつては300分の203.0以内)

ウ ア及びイ以外の場合

その他林道にあつては100分の51.0以内  
100分の46.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の51.0以内。  
100分の46.0以内

(2) 作業ポイント及び業路等との接続路の整備に要する経費

共生環境整備事業

(1) 森林空間総合整備事業のうち次に掲げる経費

ア 森林管理道の開設に要する経費  
(7) 森林造成林道の場合

100分の51.0以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の56.0以内。

(4) 峰越連絡林道の場合

幹線林道にあつては100分の51.0以内(市町村以外の者が実施する場合にあつては300分の203.0以内)  
その他林道にあつては

	<p>(ウ) (7)及び(4)以外の場合</p> <p>イ 森林管理道の改良及び舗装に要する経費</p> <p>(7) 林道の改良の場合</p> <p>(4) 林道の舗装の場合</p> <p>(2) 絆の森整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費</p> <p>ア 森林造成林道の場合</p> <p>イ 峰越連絡林道の場合</p> <p>ウ ア及びイ以外の場合</p>	<p>100分の51.0以内</p> <p>100分の46.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の51.0以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道にあつては100分の31.0以内</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道にあつては300分の103.0以内</p> <p>100分の51.0以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の56.0以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内(市町村以外の者が実施する場合にあつては300分の203.0以内)</p> <p>その他林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>100分の46.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の51.0以内。</p>			<p>(4) (7)以外の場合</p> <p>イ 森林基幹道の改良及び舗装に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する改良の場合</p> <p>(4) (7)以外の改良の場合</p> <p>(ウ) 林道の舗装の場合</p> <p>ウ 林業施設用地整備及び作業ポイント整備に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p> <p>(4) (7)以外の場合</p>	<p>実施する場合にあつては100分の56.0以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の61.0以内。</p> <p>100分の51.0以内。ただし、森林組合等が実施する場合にあつては100分の66.0以内。</p> <p>100分の51.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の56.0以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の61.0以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道及び作業道にあつては100分の31.0以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道にあつては300分の103.0以内</p> <p>100分の51.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の56.0以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の61.0以内。</p> <p>100分の51.0以内</p>
機能回復整備事業	<p>(1) 森林災害等復旧林道事業のうち森林管理道の開設に要する経費</p> <p>(2) 林道改良統合補助事業に要する経費</p> <p>ア 林道の改良の場合</p> <p>イ 林道の舗装の場合</p>	<p>100分の51.0以内。ただし、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域で実施する場合にあつては100分の56.0以内。</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道及び作業道にあつては100分31.0以内</p> <p>幹線林道にあつては100分の51.0以内</p> <p>その他林道にあつては300分の103.0以内</p>		里山エリア再生交付金事業	<p>(1) 居住環境基盤整備として実施する次に掲げるものに要する経費</p> <p>ア 集落基盤整備</p> <p>イ 公共施設等基盤整備</p> <p>ウ 融雪施設整備</p> <p>エ 林業集落内健康増進広場整備</p> <p>オ 林業集落内防災安全施設整備</p> <p>カ 森林利用施設整備</p> <p>キ 滞在施設整備</p> <p>(2) 居住地森林環境整備のうち次に掲げる経費</p>	<p>100分の51.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が実施する場合にあつては100分の56.0以内、森林組合等が過疎地域及び振興山村地域において実施する場合にあつては100分の61.0以内(カに掲げる経費を除く)。</p>
<p>第2第1項の表の農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業の項を削る。</p>						
<p>第2第1項の表の森林居住環境整備事業の項を次のように改める。</p>						
森林居住環境整備事業	<p>(1) 全体計画調査に要する経費</p> <p>(2) 森林活用基盤整備のうち次に掲げる経費</p> <p>ア 森林基幹道の開設に要する経費</p> <p>(7) 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合</p>	<p>100分の51.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては100分の56.0以内。</p> <p>100分の51.0以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域において実施する場合並びに森林組合等が</p>				

	(7) 居住環境 基盤整備と 一体的に実 施する場合	100分の51.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域において実施する 場合並びに森林組合等が 実施する場合にあつては 100分の56.0以内、森林 組合等が過疎地域及び振 興山村地域において実施 する場合にあつては100 分の61.0以内。
	(イ) 森林造成 林道の場合	100分の51.0以内。た だし、森林組合等が過疎地 域及び振興山村地域で実 施する場合にあつては 100分の56.0以内。
	(ウ) (7)及び(イ) 以外の場合	100分の46.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域にあつては100分 の51.0以内。
イ	林道の改良 に要する経費	
	(7) 居住環境 基盤整備と 一体的に実 施する場合	100分の51.0以内。た だし、過疎地域及び振興山 村地域において実施する 場合並びに森林組合等が 実施する場合にあつては 100分の56.0以内、森林 組合等が過疎地域及び振 興山村地域において実施 する場合にあつては100 分の61.0以内。
	(イ) (7)以外 の場合	幹線林道にあつては100 分の51.0以内 その他林道にあつては 100分の31.0以内

第2第1項の表の林道施設災害復旧事業の項の前に次のように加える。

農業用水水源地 域保全整備事業	森林環境保全整備 事業の項の経費の 欄に準ずる。	森林環境保全整備事業の 項の補助率欄に準ずる。
道整備交付金事 業	森林環境保全整備 事業の項及び森林 居住環境整備事業 の項の経費の欄に 準ずる。	森林環境保全整備事業の 項及び森林居住環境整備 事業の項の補助率の欄に 準ずる。

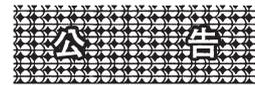
第15を次のように改める。

(補則)

第15 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

第16中「100分の4.5」を「100分の4.0」に改める。

信州の木振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人プロ家庭教師のネットワークI WILL
- 3 代表者の氏名  
渡辺 啓道
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡信州新町大字日原西304番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は長野市及びその周辺の市町村の子ども達に対して、家庭教師、寺子屋などの教育サービス、不登校生の学習サポート及び自然体験などの体験学習に関する事業を行い、すべての意欲ある子ども達に対する教育の機会均等に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年6月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人デイサービス柔柔・やわやわ
- 3 代表者の氏名  
永井 貴美子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市丹波島2丁目11番地12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、よって福祉の向上、自立した社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室